

目次

- 第1章 立地適正化計画の概要
- 第2章 各関連計画
- 第3章 湖西市の現況
- 第4章 湖西市の課題
- 第5章 立地適正化の方針
- 第6章 都市機能誘導区域
- 第7章 誘導施設
- 第8章 居住誘導区域
- **第9章 公共交通ネットワーク**
 - (1) 本計画における公共交通ネットワークの役割
 - (2) 公共交通ネットワークの検討方針
 - (3) 公共交通ネットワークの形成方針
- 第10章 誘導施策
- 第11章 目標指標

**本日の
検討テーマ**

(1) 本計画における公共交通ネットワークの役割

- 本市が目指す将来都市像「都市機能の集約と連携、居住の誘導と定着による安心・快適で持続可能な都市」を実現するためには、都市拠点と地域拠点を結ぶ移動手段や、集落拠点から都市拠点・地域拠点への移動手段としての公共交通ネットワークの維持・充実は極めて重要。

(2) 公共交通ネットワークの検討方針

- 本市の公共交通ネットワークについては、「湖西市地域公共交通網形成計画」に基づき、交通事業者や市民代表等で構成される「湖西市地域公共交通会議」を中心に検討する。

(3) 公共交通ネットワークの形成方針

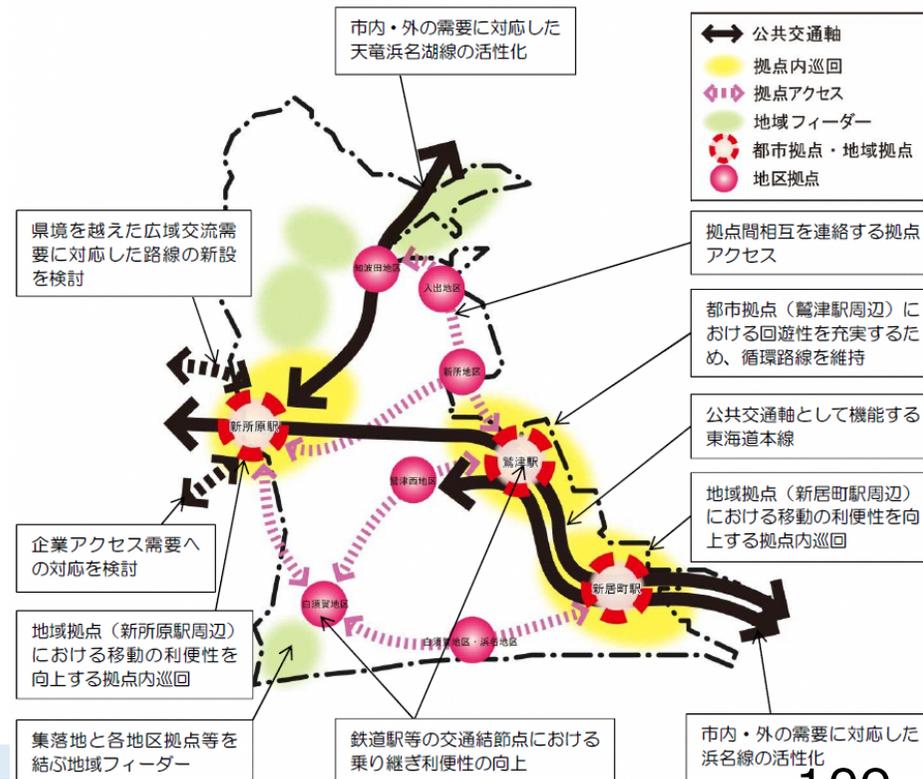
- 「地域公共交通網形成計画」では、本市が目指す交通将来像「誰もが、安全・安心・快適に移動できる交通環境が充実した暮らしやすいまち」の実現に向け、以下のとおり公共交通ネットワークの形成方針を定めている。
- 天浜線等の公共交通軸は、現行のサービス水準の維持を、集落拠点と都市拠点等を結ぶ拠点アクセスは、概ね1～2時間に1本の運行頻度の確保を図るものとする。

【公共交通ネットワークの形成方針】

- 公共交通軸は現行のサービス水準を維持しつつ、新路線導入に向けた検討を実施
- コミュニティバスはわかりやすく利用しやすい運賃体系を目指す
- デマンド交通は地域に適した運行方式を検討し、住民と行政が連携して運行
- タクシーは鉄道・バスと連携し、公共交通としての役割を担う
- 拠点となるJR3駅では乗継利便性を強化

(出典：湖西市地域公共交通網形成計画)

【公共交通ネットワークのイメージ】



目次

- 第1章 立地適正化計画の概要
- 第2章 各関連計画
- 第3章 湖西市の現況
- 第4章 湖西市の課題
- 第5章 立地適正化の方針
- 第6章 都市機能誘導区域
- 第7章 誘導施設
- 第8章 居住誘導区域
- 第9章 公共交通ネットワーク
- **第10章 誘導施策**
 - (1) 誘導施策の設定方針
 - (2) 誘導施策の設定
- 第11章 目標指標

本日の
検討テーマ

(1) 誘導施策の設定方針

- 誘導区域内に都市機能及び居住の誘導を図るために、財政上、金融上、税制上の支援措置等を記載できる
- 民間による都市機能の立地を誘導するには、官民の役割分担や民間事業者が活用可能な施策など投資の判断材料を事前明示することが重要

<p>国等が直接行う施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 誘導施設に対する税制上の特例措置 • 民間都市開発推進機構による金融上の支援措置
<p>国の支援を受けて市町村が行う施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 誘導施設の整備 • 歩行空間の整備 • 民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策
<p>市町村が独自に講じる施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 民間事業者に対する誘導施設の運営費用の支援施策 • 市町村が保有する不動産の有効活用施策等 • 医療施設等の建替等のための容積率等の緩和 • 民間事業者の活動のための環境整備・人材育成 • 金融機関との連携による支援 など

(2) 誘導施策の設定

都市機能

居住

公共交通

【国等が直接行う施策】

- ・民間都市開発推進機構による金融上の支援措置
→誘導施設に対する支援限度額の引き上げ
- ・誘導施設に対する税制上の特例措置
→都市機能誘導区域の外から中への事業用資産の買換特例等

【国の支援を受けて市が行う施策】

- ・社会資本整備総合交付金の活用
→誘導施設の設置に対する財政支援（都市再構築戦略事業等）
→官民複合施設（公共施設、民間施設、駐車場を含む）の整備推進※

【市が独自に講じる施策】

- ・公的不動産の活用（統廃合、跡地利用）※
- ・土地区画整理事業や市街地再開発事業等の推進
- ・各種中小企業融資制度の活用による企業立地の推進※
- ・空き家、空き店舗等の活用によるコミュニティ施設やコワーキングスペース等の立地促進※
- ・土地の有効・高度利用を推進するための用途地域の見直し検討

(2) 誘導施策の設定

都市機能

居住

公共交通

【国の支援を受けて市が行う施策】

- ・居住者の利便性向上に資する施設の整備

- 都市機能誘導区域へアクセスする道路の整備：(都)大倉戸茶屋松線、(都)鷺津谷上線等

- 安全で快適な歩道や自転車の通行空間の整備※

【市が独自に講じる施策】

- ・移住定住に関する補助制度の活用促進

- 住もっか「こさい」定住促進奨励金

- 新婚さん「こさい」へおいでん新生活応援金

- わ〜くわく「こさい」で新生活！奨学金返還支援補助金

- 移住就業支援補助金

- ・空家バンクの登録、利活用の促進

- ・新たな居住用地の供給

- 土地区画整理事業や市街地再開発事業等の推進

- 土地の有効・高度利用の推進や居住環境の維持向上のための用途地域の見直し検討

- ・大規模既存集落における規制の見直し検討

- ・集落拠点での生活サービス機能の維持

- 住民の生活を支える身近な商業施設、コミュニティ施設の維持

(2) 誘導施策の設定

都市機能

居住

公共交通

【市が独自に講じる施策】

- ・災害リスクの周知・啓発
→防災コミュニティマップづくり、避難訓練の実施※
- ・民間事業者による津波避難階段等の整備推進
→津波避難施設整備事業補助の活用※

【国の支援を受けて市が行う施策】

- ・交通結節点における乗り換え利便性の向上やバリアフリー化
→ JR 3 駅での駐輪施設や待合空間の整備・拡充※

【市が独自に講じる施策】

- ・公共交通の利便性向上に向けた再編
→コミュニティバスの再編検討、デマンド型乗合タクシーの導入(白須賀、知波田地区で実施)※
- 公共交通機関運行のすみ分け
- ・高齢者等の日常生活における交通手段の確保
→コミュニティバスやデマンド型交通による交通手段の確保※
- 運転免許証自主返納等した方へのバス無料乗車券の交付